

第3部  
介護保険事業の現状と  
見込み

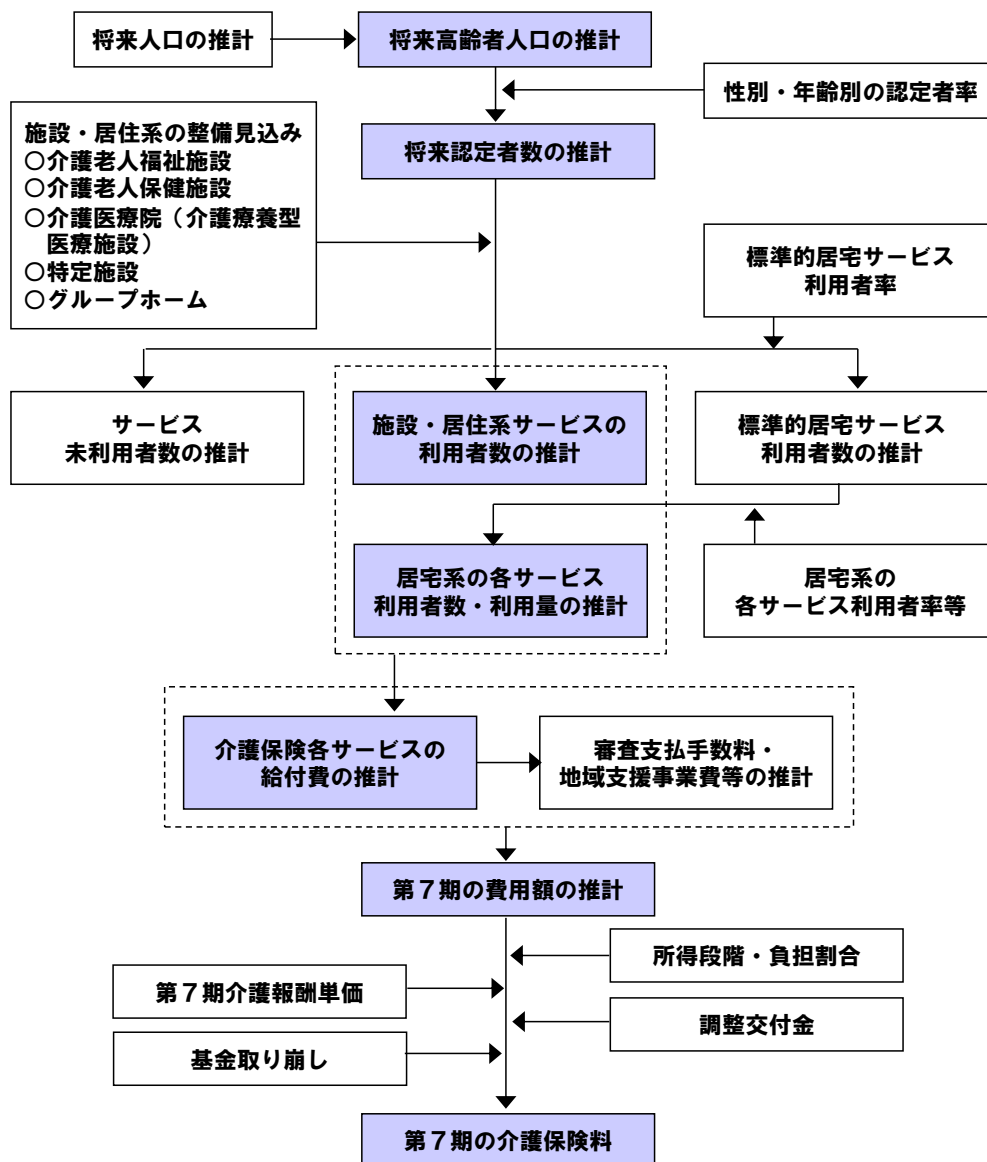


# 第1章 被保険者の現状と見込み

## 第1節 推計方法

我が国では、高齢者介護を主に家族が担うという時代を経て、地域や社会で支え合ういわゆる“介護の社会化”の実現に向け、平成12年に介護保険制度が発足しました。介護保険は、65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上64歳以下の方を第2号被保険者として、各市町村が保険者になる仕組みとなっており、本市も介護保険事業の運営を行っています。本市の介護保険制度を適切に運営していくためには、サービス量や保険料を見積ることが重要となります。

このことから、厚生労働省から提供された「地域包括ケア『見える化』システム」における推計ツールを活用し、下記の方法で推計を行いました。



## 第2節 被保険者数

本市の被保険者数は、計画期間の最終年度である平成32年度に、第1号被保険者が152,808人、第2号被保険者が221,907人になると見込んでいます。

被保険者数 (人)	第6期 実績			第7期 計画			平成 37年度
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
総数	354,943	360,752	366,539	368,457	371,934	374,715	381,968
第1号被保険者	143,210	146,584	149,483	150,769	151,986	152,808	153,724
65～74歳	79,870	79,036	77,587	75,407	73,508	72,628	59,649
75歳以上	63,340	67,548	71,896	75,362	78,478	80,180	94,075
第2号被保険者	211,733	214,168	217,056	217,688	219,948	221,907	228,244

※各年度10月1日時点

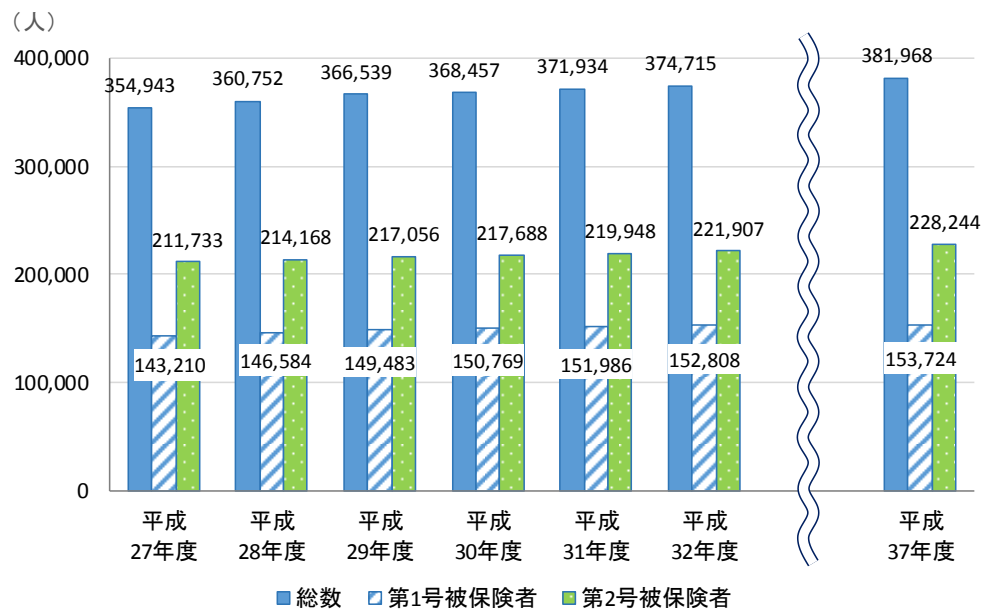
※第1号被保険者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の各年度9月末時点の数値

※第2号被保険者数の実績は、各年度10月1日時点の住民基本台帳

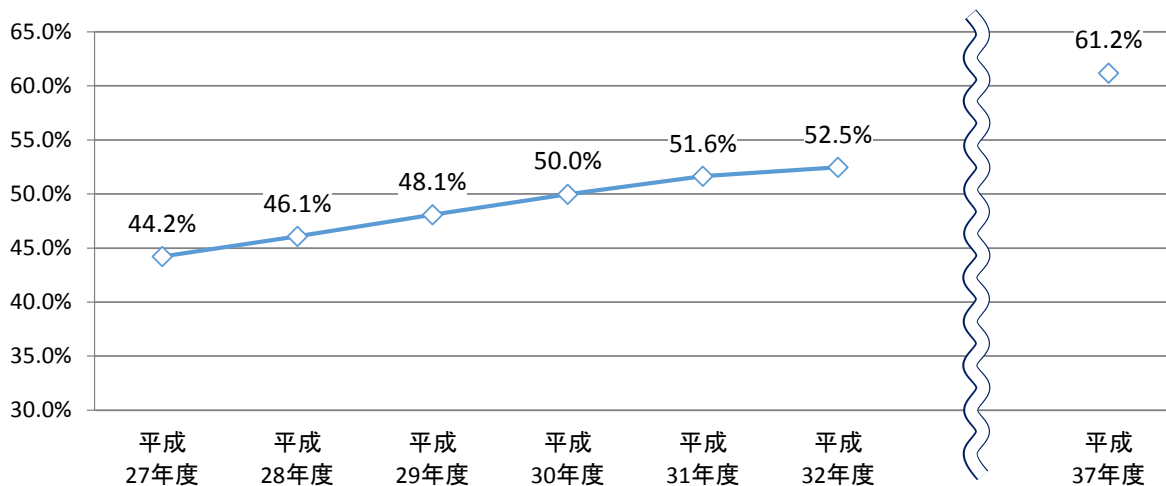
※計画値は船橋市人口ビジョン策定基礎データを加工し作成

第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合についてみると、平成29年度の48.1%から平成32年度には52.5%へと4.4ポイント上昇するものと予測されます。

被保険者数の推計



第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合



### 第3節 要支援・要介護認定者数

**【推計の考え方：認定者数】**

認定者数は、平成 29 年度の要介護認定者率の変化が将来にわたって一定であると仮定し、認定者率の各年度の推計値を各年度の被保険者数に乗じて推計しました。

認定者数（第2号被保険者を含む）は、平成 29 年度の 25,878 人から平成 32 年度には 29,742 人にまで増加し、第 1 号被保険者数に対する認定者率は、同期間に 17.3%から 19.5%にまで上昇するものと見込んでいます。認定者率が上昇するのは、高齢者（65 歳以上）に占める 75 歳以上の方の割合が上昇することに伴うものです。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
認定者数(人)	22,959	23,981	25,878	27,240	28,511	29,742	35,649
認定者率	16.0%	16.4%	17.3%	18.1%	18.8%	19.5%	23.2%

※各年度 10 月 1 日時点

※認定者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の各年度9月末時点の数値

※認定者率は「認定者数÷第 1 号被保険者数」

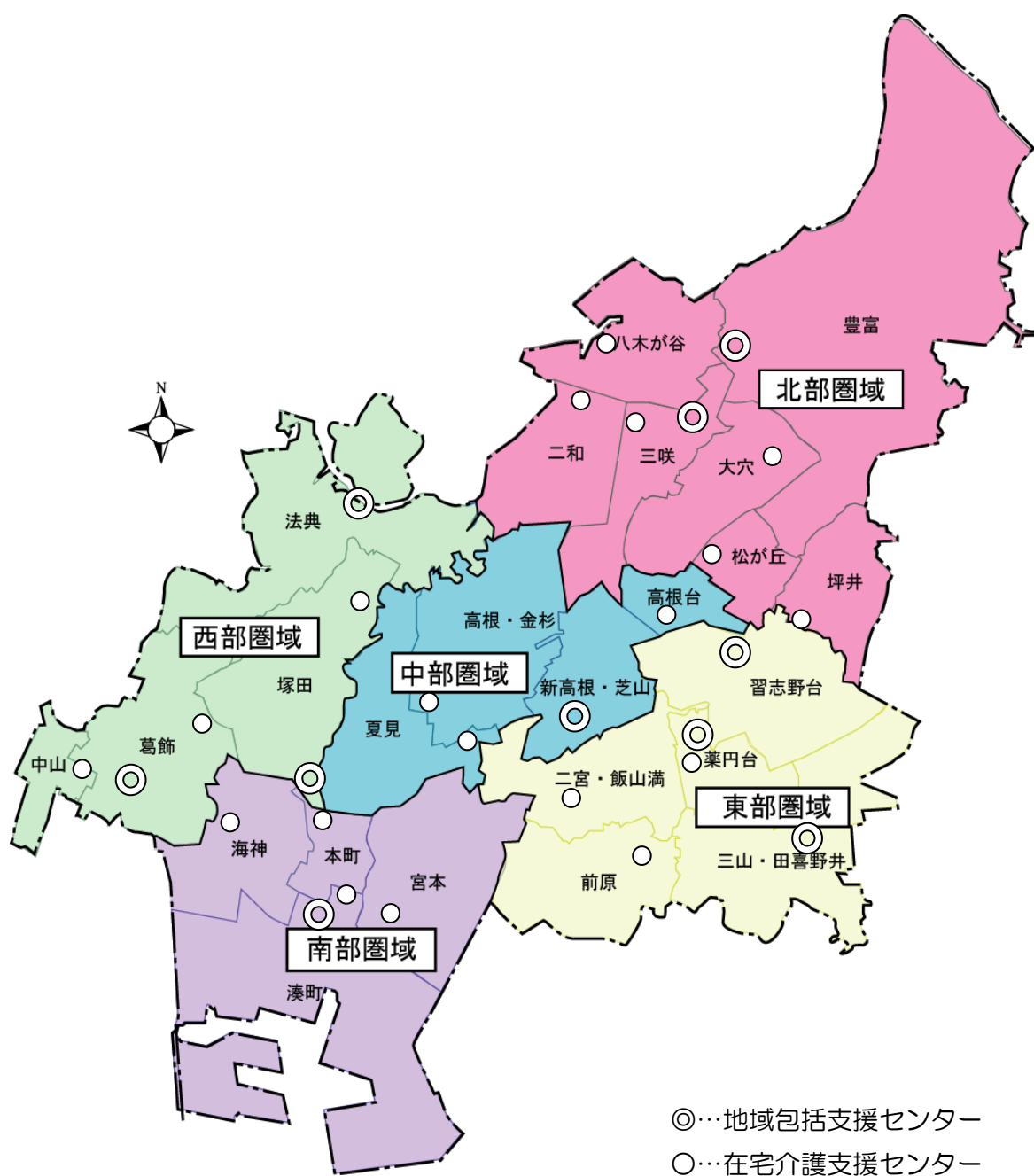
要支援・要介護度別の認定者数については、次のとおりです。認定者に占める要介護者（要介護 1～5）の比率についてみると、平成 29 年度の 72.8%から本計画期間においては 72.3%から 71.2%の水準でやや減少傾向にあります。一方、要支援者（要支援 1～2）の比率は平成 29 年度の 27.2%から本計画期間において 27.7%から 28.8%とやや増加傾向にあります。

	第6期実績			第7期計画			平成 37 年度	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
認定者数 計 (人)	22,959	23,981	25,878	27,240	28,511	29,742	35,649	
要支援 1	2,774	2,900	3,244	3,477	3,698	3,914	4,802	
要支援 2	3,076	3,155	3,785	4,078	4,369	4,648	5,454	
要介護 1	5,251	5,543	5,504	5,611	5,654	5,681	6,324	
要介護 2	3,997	4,148	4,603	4,889	5,171	5,454	6,780	
要介護 3	2,983	3,228	3,456	3,716	3,973	4,247	5,526	
要介護 4	2,611	2,730	2,932	3,093	3,250	3,396	4,198	
要介護 5	2,267	2,277	2,354	2,376	2,396	2,402	2,565	
認定者構造	要支援者	25.5%	25.2%	27.2%	27.7%	28.3%	28.8%	28.8%
	要介護者	74.5%	74.8%	72.8%	72.3%	71.7%	71.2%	71.2%

## 第2章 第7期介護保険事業計画の施設等整備方針

### 第1節 日常生活圏域

本市は、介護保険事業計画が調和を求められている総合計画や地域福祉計画の地区とも一致させるために、総合計画における行政ブロックを5つの日常生活圏域（南部・西部・中部・東部・北部）として設定しています。





## 第2節 地域包括支援センターの整備方針

### 1 センター整備の考え方

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々な相談に対応する総合相談窓口で、地域包括ケアシステムを実現する上で、中心的な役割を果たすことが求められています。支援体制の強化や相談者の利便性向上などを図るため、介護保険事業計画に整備方針を明記した上で、計画的な整備を行います。

### 2 これまでの経緯

#### 第3期計画「直営5か所」

地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域とを一致させ、平成18年4月に5つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ直営で設置しました。

#### 第4期計画「直営5か所＋委託3か所」

平成23年4月に、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

#### 第5期計画「直営5か所＋委託4か所」

平成25年4月に、中部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

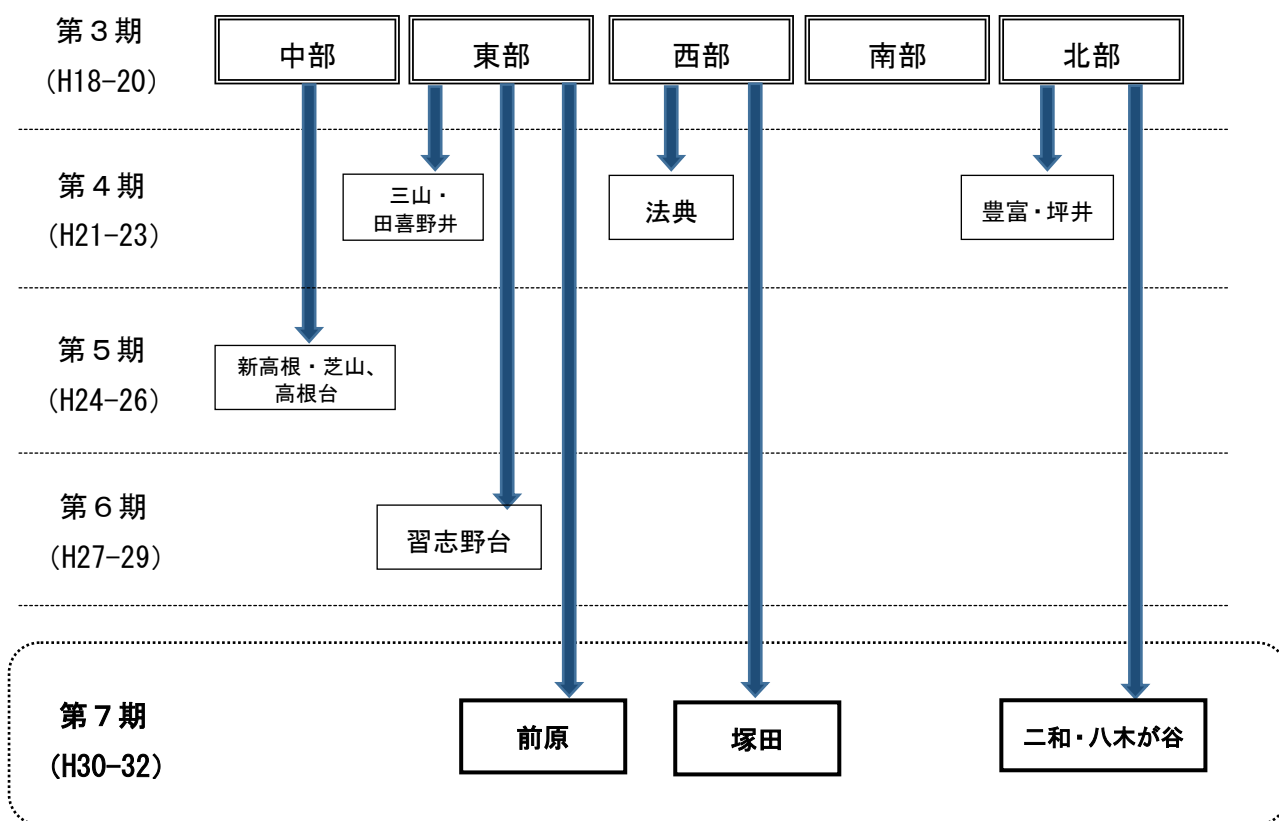
#### 第6期計画「直営5か所＋委託5か所」

平成28年4月に、東部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

### 3 第7期計画による整備「直営5か所＋委託8か所」

直営の地域包括支援センターが担当する地区コミュニティにおいて、既に高齢者人口が8千人を超えており、かつ将来1万人を超えることが想定される地区については、在宅介護支援センターの機能強化の観点から地域包括支援センターへ移行する必要があります。

該当する地区は、「前原」、「塚田」及び「二和・八木が谷」の3か所となります。それぞれ圏域を一部分割し、分割先を民間事業者へ委託します。平成30年度に受託法人の選定を行い、開設は平成31年4月を予定しています。



※直営5、委託8の13センター体制となります。

## 第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方

### 1 施設整備の考え方

第7期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第6期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進めます。

### 2 施設等整備計画数の設定

#### (1) 施設別の整備の考え方

##### [介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めます。

なお、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）については、広域型介護老人福祉施設を整備することから、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

##### [介護老人保健施設]

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。在宅復帰の機能を果たせるように整備を進めます。

##### [介護療養型医療施設]

介護療養型医療施設は、国において、平成24年度以降は新設を認めないとしていることから、新たな整備は行わないものとします。なお、現在本市に介護療養型医療施設はなく、市外施設を利用している方がいるのみとなっています。

##### [介護医療院]

介護医療院は、平成30年4月に新たに創設されるサービス類型です。医療療養病床等から介護医療院に転換する分は、計画数に含まないことになっているため、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

##### [認知症対応型共同生活介護]

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けら

れ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから整備を進めます。

[特定施設（混合型）]

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めます。

(2) 施設別整備計画数

施設別の整備の考え方を踏まえ、整備計画数については次のように設定します。

介護保険施設及び居住系サービス整備計画数 (単位：床)

	第6期末 整備済 予定数	第7期整備計画数			計	第7期末 整備済 予定数
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
介護老人福祉施設 (広域型)	2,186	0	290	0	290	2,476
介護老人福祉施設 (地域密着型)	78	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	1,515	0	100	0	100	1,615
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
小計	3,779	0	390	0	390	4,169
認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	836	0	0	54	54	890
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	70	0	0	0	0	70
特定施設入居者生活介護 (地域密着型)	87	0	0	0	0	87
小計	993	0	0	54	54	1,047
合計	4,772	0	390	54	444	5,216
特定施設入居者生活介護 (混合型)	1,000	0	0	70	70	1,070
総合計	5,772	0	390	124	514	6,286

### (3) 施設・居住系以外の地域密着型サービス整備計画数

※整備数は目標値であり、それ以上の整備を制限するものではありません。

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護] (第6期末整備済予定数 7事業所)

重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるためには、今後介護サービスと看護サービスを包括的・継続的に提供できるような体制を整える必要があります。

現在、市内全域でサービスを提供することが可能となっておりますが、随時の通報に迅速に対応するためには、事業所が近距離にあることが望ましいことから、平成32年度までに、2事業所の整備数を設定します。

[夜間対応型訪問介護] (第6期末整備済予定数 1事業所)

夜間対応型訪問介護サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備計画に重点を置くことから、本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型通所介護] (第6期末整備済予定数 6事業所)

認知症対応型通所介護は、認知症の方やその家族の在宅生活を支えるために今後も事業整備を推進します。平成32年度までに3事業所の整備数を設定します。

[小規模多機能型居宅介護] (第6期末整備済予定数 10事業所)

小規模多機能型居宅介護は、訪問・通い・泊りを組み合わせ柔軟性のあるサービスを包括的に供給することにより、在宅要介護者の在宅生活を支えるものであることから、今後も事業整備を推進します。平成32年度までに3事業所の整備数を設定します。

[看護小規模多機能型居宅介護] (第6期末整備済予定数 0事業所)

医療ニーズの高い在宅要介護者に、看護サービスと介護サービスを組み合わせ、より利用者ニーズに対応したサービスを提供できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護については、平成32年度までに2事業所の整備数を設定します。

[地域密着型通所介護] (第6期末整備済予定数 89事業所)

介護保険制度の改正により、平成28年4月1日より、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに位置づけられ、地域密着型通所介護となりました。

市内に89事業所が整備済であることから、本計画期間においては整備数は見込まないものとします。

#### (4) その他の施設について

[養護老人ホーム]

養護老人ホームは、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅生活が困難な方のための施設で、要介護状態になっても暮らし続けられるような体制を整えており、1施設が整備されています。本計画期間においては、整備数を見込まないものとします。

[軽費老人ホーム]

軽費老人ホームは、身体機能の低下があり、また高齢などのため独立して生活するのに不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方のための施設で、8施設が整備済です。本計画期間においては、整備済の施設によって利用に対応できているため、整備数を見込まないものとします。

[老人福祉センター]

現在、船橋市内には5つの行政ブロックにそれぞれ一つずつ老人福祉センターが設置されています。本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

## 第3章 サービス量推計

### 第1節 サービス種類ごとの現状と見込み量

#### 1 介護給付（予防給付）サービスの現状と見込み量

第7期計画期間中における介護給付（予防給付）サービス種類ごとの現状と見込み量については、次のとおりです。

##### [推計の考え方：サービス見込み量]

- 見込み量は、本市の要介護認定実績と介護報酬請求実績を踏まえながら、要介護認定者数の増加を考慮し、各サービスの整備見通し（平成30年～平成32年）を加えて推計しました。なお、平成37年の整備見通しについても、同様に推計しています。
- 介護予防訪問介護、介護予防通所介護が、平成29年度までに介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）にすべて移行することから、平成30年以降は当該サービス利用を見込まないものとします。
- 介護報酬の請求情報を基に推計しているため、報酬体系により単位が異なります。（例：訪問介護と通所介護の報酬は、予防給付では「1月あたり〇〇円」と設定されているため、請求情報からは利用回数を集計できず、単位が「人」になります。一方、介護給付では「1回あたり〇〇円」と設定されているため、単位が「回」になります。）
- 単位が「人」になっているものは、月ごとの延べ人数です。（ある1人の被保険者が12か月間毎月サービスを利用した場合、12人になります。）
- 本節で記載している数値は、推計した各年度月あたり人数（回数）に12を掛け合わせ、各年度延べ人数（回数）として算出しています。

<サービス種類体系>

居宅(介護予防)サービス等	(1)訪問介護
	(2)訪問入浴介護
	(3)訪問看護
	(4)訪問リハビリテーション
	(5)居宅療養管理指導
	(6)通所介護
	(7)通所リハビリテーション
	(8)短期入所生活介護
	(9)短期入所療養介護
	(10)特定施設入居者生活介護
	(11)福祉用具貸与
	(12)特定福祉用具販売
	(13)住宅改修
	(14)介護予防支援・居宅介護支援
地域密着型サービス	(15)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	(16)夜間対応型訪問介護
	(17)認知症対応型通所介護
	(18)小規模多機能型居宅介護
	(19)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
	(20)地域密着型特定施設入居者生活介護
	(21)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(22)看護小規模多機能型居宅介護
	(23)地域密着型通所介護
施設サービス	(24)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
	(25)介護老人保健施設
	(26)介護療養型医療施設
	(27)介護医療院



(1) 訪問介護

介護福祉士やホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	15,311人	5,999人	67人				
介護給付	1,198,912回	1,259,162回	1,379,402回	1,489,798回	1,618,866回	1,675,324回	2,392,781回
	51,003人	51,733人	53,272人	55,500人	58,080人	58,944人	71,964人

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	30回	25回	262回	264回	264回	312回	480回
	7人	8人	91人	132人	132人	156人	240人
介護給付	19,932回	20,237回	21,085回	22,763回	24,383回	25,780回	35,446回
	4,024人	3,960人	4,124人	4,200人	4,344人	4,488人	5,256人

### 第3部 介護保険事業の現状と見込み

#### (3) 訪問看護

主治医の指示に基づき看護師や理学療法士などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。訪問看護は、介護保険ではなく医療保険からの給付となる場合もあります。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	7,745 回	9,235 回	11,900 回	13,415 回	15,130 回	16,796 回	29,340 回
	920 人	1,079 人	1,562 人	1,740 人	1,968 人	2,232 人	2,916 人
介護給付	129,487 回	142,358 回	164,658 回	184,085 回	201,199 回	211,836 回	246,030 回
	14,953 人	17,020 人	19,956 人	22,536 人	25,476 人	27,540 人	37,236 人

#### (4) 訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復や日常生活上の自立を図るために、医師の診療に基づく計画的な医学的管理の下、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	5,470 回	5,388 回	7,033 回	8,333 回	9,817 回	10,918 回	14,540 回
	561 人	562 人	777 人	888 人	1,044 人	1,164 人	1,512 人
介護給付	86,983 回	96,922 回	101,405 回	106,159 回	113,105 回	115,874 回	152,249 回
	7,674 人	8,517 人	8,874 人	9,336 人	9,900 人	10,128 人	13,020 人

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。医療保険の給付となる訪問診療や往診とは異なります。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	1,805 人	1,854 人	2,047 人	2,052 人	2,136 人	2,160 人	2,304 人
介護給付	39,573 人	42,642 人	47,903 人	51,852 人	56,424 人	59,100 人	76,512 人

(6) 通所介護

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	17,863 人	6,684 人	21 人				
介護給付	607,277 回	431,376 回	454,582 回	476,232 回	505,787 回	522,980 回	658,098 回
	64,456 人	47,736 人	50,364 人	54,876 人	57,516 人	58,728 人	72,096 人

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	2,064人	2,953人	4,464人	5,052人	5,616人	6,180人	8,052人
介護給付	110,601回	121,455回	125,261回	134,987回	142,561回	146,216回	185,681回
	14,740人	16,134人	16,884人	17,808人	18,780人	19,248人	24,036人

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	714日	717日	1,163日	1,236日	1,428日	1,488日	2,304日
	153人	146人	232人	240人	276人	288人	372人
介護給付	123,503日	145,206日	183,832日	208,775日	225,576日	237,126日	364,285日
	10,468人	11,267人	13,349人	15,084人	16,260人	17,112人	24,240人

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	135日	164日	144日	187日	206日	204日	216日
	29人	41人	45人	36人	48人	60人	72人
介護給付	31,864日	32,917日	30,426日	32,549日	35,071日	36,361日	52,115日
	3,230人	3,261人	2,991人	3,132人	3,288人	3,312人	4,140人

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	1,058人	1,066人	1,081人	1,080人	1,080人	1,080人	1,080人
介護給付	9,360人	9,589人	10,134人	10,620人	11,052人	12,084人	14,148人

### 第3部 介護保険事業の現状と見込み

#### (11) 福祉用具貸与

車椅子・介護用ベッド・歩行器など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出します。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	8,313 人	9,507 人	12,212 人	14,220 人	16,368 人	18,588 人	24,288 人
介護給付	67,043 人	72,058 人	78,753 人	83,196 人	88,584 人	91,248 人	115,416 人

#### (12) 特定福祉用具販売

入浴や排せつに用いるものなど、貸し出しにはなじまない肌が直接接触れる福祉用具の購入費用について、年間10万円を上限にその7割から9割を支給します。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	349 人	377 人	393 人	408 人	444 人	456 人	552 人
介護給付	1,576 人	1,744 人	1,705 人	1,872 人	2,028 人	2,112 人	2,628 人

(13) 住宅改修

手すりの取付けや段差解消など小規模な住宅改修の費用について、20万円を上限に7割から9割を支給します。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	482人	486人	611人	720人	768人	876人	1,176人
介護給付	1,232人	1,373人	1,366人	1,488人	1,632人	1,704人	2,136人

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

利用者の心身の状況や希望に応じてケアプランを作成します。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	34,210人	21,841人	12,706人	16,524人	17,592人	18,516人	21,396人
介護給付	117,762人	123,449人	131,686人	138,048人	145,248人	148,416人	184,032人

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **地域密着型**

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付							
介護給付	1,854人	2,083人	2,259人	2,568人	2,880人	3,192人	4,224人

◇平成30年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2事業所	1事業所	1事業所	1事業所	2事業所	7事業所

(16) 夜間対応型訪問介護 **地域密着型**

夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが介護や家事の援助を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付							
介護給付	110人	87人	203人	204人	228人	240人	300人

◇平成30年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	1事業所	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所



(17) 認知症対応型通所介護 **地域密着型**

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話を行います。認知症の方は通常の通所介護も利用できますが、認知症対応型通所介護は認知症対応に特化したものです。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護給付	11,181回	9,010回	9,007回	9,468回	9,616回	10,529回	13,678回
	1,210人	1,009人	1,004人	1,080人	1,092人	1,188人	1,548人

◇平成30年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	6事業所

(18) 小規模多機能型居宅介護 **地域密着型**

サービス拠点への通所を中心として、訪問と短期宿泊も組み合わせて、1つの事業所が入浴、食事の提供、機能訓練などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	102人	149人	177人	216人	240人	264人	300人
介護給付	1,584人	1,587人	1,747人	1,980人	2,280人	2,580人	3,456人

◇平成30年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	3事業所	2事業所	0事業所	1事業所	4事業所	10事業所

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(19) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型

認知症のため介護を必要とする方に対して、共同生活を営む住居において、介護や機能訓練を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護給付	8,184人	8,708人	9,337人	9,888人	10,032人	10,680人	13,068人

◇平成30年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	12事業所	8事業所	6事業所	12事業所	9事業所	47事業所

(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型

定員29人以下の有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	/	/	/	/	/	/	/
介護給付	753人	981人	1,012人	1,044人	1,044人	1,044人	1,296人

◇平成30年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	1事業所	0事業所	1事業所	1事業所	0事業所	3事業所

(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付							
介護給付	935人	944人	937人	936人	936人	936人	1,140人

◇平成30年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	2事業所	1事業所	3事業所

(22) 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、ニーズに応じて柔軟にサービスを提供します。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付							
介護給付	0人	0人	0人	0人	180人	348人	408人

第3部 介護保険事業の現状と見込み

(23) 地域密着型通所介護 地域密着型

定員 18 人以下の施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付							
介護給付	0回	209,306回	220,250回	233,580回	246,556回	253,410回	314,932回
	0人	24,674人	25,934人	27,324人	28,692人	29,436人	36,288人

◇平成 30 年 3 月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	25 事業所	14 事業所	13 事業所	24 事業所	13 事業所	89 事業所

(24) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付							
介護給付	20,329人	21,022人	21,133人	22,404人	23,472人	24,600人	29,712人

(25) 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付							
介護給付	12,643 人	13,454 人	14,011 人	14,544 人	15,072 人	16,392 人	19,380 人

(26) 介護療養型医療施設

療養病床などに入院し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付							
介護給付	1,405 人	1,292 人	1,476 人	1,476 人	1,476 人	1,476 人	

(27) 介護医療院

介護保険施設の新たな類型として、平成30年度から新設される施設であり、要介護高齢者の長期療養が可能な生活施設として、医療・介護等の提供を行います。

	第6期実績			第7期計画			平成 37年度
	実績		見込	計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付							
介護給付				0人	0人	0人	2,664人

## 第2節 地域支援事業

### 1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」「包括的支援事業（社会保障充実分）」「任意事業」から構成されます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、支援を要する高齢者等（以下、「要支援者等」という。）の多様なニーズに、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みであり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施するものです。

「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」は、地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関する相談を受け、適切な支援につなぐ総合相談などを行い、「包括的支援事業（社会保障充実分）」は、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業があり、多職種間の連携推進や認知症の早期発見・早期対応、地域づくり等、様々な取組が推進されています。

また、その他に保険者独自の取組として「任意事業」があります。

本市で実施されている地域支援事業は、下記の通りです。

介護予防・日常生活支援総合事業（平成28年3月から実施）	
介護予防・生活支援サービス事業	<p>要介護状態等となることの予防等により、生きがいのある生活を送ることができるように、また、多様なニーズに対して、多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> <li>・介護予防ケアマネジメント</li> <li>・その他生活支援サービス</li> </ul>

介護予防・日常生活支援総合事業（平成28年3月から実施）	
一般介護予防事業	<p>住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような、また、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できるような地域づくりにより、介護予防を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防把握事業</li> <li>・介護予防普及啓発事業</li> <li>・地域介護予防活動支援事業</li> <li>・一般介護予防事業評価事業</li> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業</li> </ul>

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	
総合相談支援業務事業	<p>高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域において関係者とネットワークを構築するとともに、適切なサービスにつなげています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談支援</li> <li>・地域包括支援センター委託事業</li> <li>・地域包括支援センター運営協議会</li> <li>・在宅介護支援センター運営事業</li> <li>・相談協力員研修会</li> <li>・実態把握</li> </ul>
権利擁護業務事業	<p>高齢者が尊厳のある生活を維持できるよう、必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待への対応</li> <li>・高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会</li> <li>・高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議</li> <li>・高齢者虐待防止研修会</li> </ul>
包括的・継続的ケアマネジメント業務事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携及び協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員研修事業</li> </ul>

包括的支援事業（社会保障充実分）	
在宅医療・介護連携推進事業	<p>船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動を中心に、在宅医療・介護関係者、在宅医療支援拠点、行政が協力、連携の上、推進します。</p>
生活支援体制整備事業	<p>住民主体による地域における助け合い活動を活性化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーター</li> <li>・協議体の設置</li> </ul>



包括的支援事業（社会保障充実分）	
認知症総合支援事業	<p>認知症高齢者について、正しい知識の普及と理解を図り、また、認知症の早期発見に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期集中支援チーム</li> <li>・認知症高齢者徘徊模擬訓練</li> <li>・認知症カフェ</li> </ul>
地域ケア会議推進事業	<p>高齢者個人に対する支援とそれを支えるための社会基盤の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議（定例会）</li> <li>・個別ケア会議</li> <li>・講演会（地域ケア会議主催）</li> </ul>

任意事業	
介護給付等費用適正化事業	<p>介護保険制度を持続可能なものとするため、介護給付等の適正化を通じて、介護給付費等や保険料の増大の抑制に努めていくとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプランの点検</li> <li>・縦覧点検・医療情報との突合</li> <li>・介護給付費通知</li> </ul>
家族介護支援事業	<p>認知症高齢者等を介護する家族を支援するための必要な事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊高齢者家族支援サービス事業</li> <li>・専門医による認知症相談</li> <li>・認知症家族交流会</li> <li>・やすらぎ支援員訪問事業</li> </ul>
その他の事業	<p>介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修支援事業</li> <li>・緊急通報システム運営事業</li> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> <li>・認知症サポーター養成事業</li> <li>・介護相談員派遣事業</li> </ul>

## 2 介護予防・日常生活支援総合事業の現状と見込み量

第7期計画期間中における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの現状と見込み量については、次のとおりです。

なお、本市では従前相当のサービスとして「介護予防訪問型サービス」「介護予防通所型サービス」を平成28年3月より開始し、従前相当のサービスの基準を緩和したサービスとして「介護予防生活支援サービス」を平成28年4月から、「介護予防運動機能向上デイサービス」「介護予防ミニデイサービス」を平成28年7月から開始しています。

### (1) 訪問型サービス

		第6期実績		第7期計画			平成 37年度
		実績	見込	計画			
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
利用者数	従前相当	8,604人	15,766人	16,176人	16,985人	17,834人	20,152人
	基準緩和	34人	145人	149人	156人	164人	185人

## (2) 通所型サービス

		第6期実績		第7期計画			平成 37年度
		実績	見込	計画			
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
利用者数	従前相当	10,877人	20,960人	21,505人	22,580人	23,709人	26,791人
	基準緩和	109人	169人	174人	183人	192人	217人

## (3) 介護予防ケアマネジメント

		第6期実績		第7期計画			平成 37年度
		実績	見込	計画			
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
利用者数		15,247人	24,040人	28,619人	30,050人	31,553人	35,655人

### 第3節 市町村特別給付

本市では、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施します。

認知症高齢者等の在宅生活を継続するために必要となる「不穩の解消」、「搜索等」、「介護者不在時等の見守り」、「外出時の同行支援」のサービスを提供することにより、本人及び認知症高齢者等を抱える家族の支援を行います。

#### 【認知症訪問支援サービスの概要】

##### (1) 対象者

認知症訪問支援サービスは、要介護認定等の申請に係る主治医意見書または認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方を対象とします。

##### (2) サービスの見込量

単 位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
延利用件数／年	405 件	416 件	426 件	501 件
給付費	5,100 千円	6,000 千円	6,100 千円	7,300 千円

※給付費3か年（第7期計画期間）計：17,200千円

## 第4節 介護保険財政と介護保険料

## (1) 介護給付費の見込み

(単位：千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	計 (第7期期間)	平成 37年度
<b>居宅サービス等</b>					
訪問介護	4,387,331	4,763,297	4,927,175	14,077,803	7,026,691
訪問入浴介護	278,194	298,200	315,278	891,672	433,796
訪問看護	911,245	989,803	1,032,402	2,933,450	1,158,876
訪問リハビリテーション	325,620	347,106	355,657	1,028,383	467,299
居宅療養管理指導	615,298	669,322	700,004	1,984,624	905,485
通所介護	3,702,385	3,942,770	4,072,673	11,717,828	5,145,793
通所リハビリテーション	1,164,115	1,233,089	1,263,812	3,661,016	1,607,498
短期入所生活介護	1,726,104	1,864,685	1,958,370	5,549,159	3,006,077
短期入所療養介護	366,916	394,130	406,426	1,167,472	577,695
福祉用具貸与	1,148,094	1,220,780	1,245,042	3,613,916	1,569,870
特定福祉用具購入費	54,842	59,272	61,446	175,560	76,487
住宅改修費	143,774	157,579	164,360	465,713	205,823
特定施設入居者生活介護	2,047,742	2,134,369	2,336,127	6,518,238	2,737,821
<b>地域密着型サービス</b>					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	388,086	444,537	488,677	1,321,300	665,044
夜間対応型訪問介護	6,175	6,907	7,204	20,286	9,187
認知症対応型通所介護	108,189	110,429	120,344	338,962	156,553
小規模多機能型居宅介護	434,867	509,552	575,847	1,520,266	773,358
認知症対応型共同生活介護	2,499,896	2,536,576	2,699,220	7,735,692	3,305,201
地域密着型特定施設入居者 生活介護	194,829	194,917	194,917	584,663	234,626
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	245,287	245,397	245,397	736,081	285,505
看護小規模多機能型居宅介護	0	36,130	71,443	107,573	85,317
地域密着型通所介護	1,810,337	1,922,927	1,978,971	5,712,235	2,482,579
<b>施設サービス</b>					
介護老人福祉施設	5,515,790	5,781,551	6,059,687	17,357,028	7,256,006
介護老人保健施設	3,922,692	4,066,685	4,422,936	12,412,313	5,225,125
介護療養型医療施設	485,108	485,325	485,325	1,455,758	
介護医療院	0	0	0	0	830,346
居宅介護支援	2,021,875	2,132,129	2,177,331	6,331,335	2,703,368
介護給付費計	34,504,791	36,547,464	38,366,071	109,418,326	48,931,426

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合あり（以下本節において同じ）

(2) 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	計 (第7期期間)	平成 37年度
介護予防サービス等					
介護予防訪問介護					
介護予防訪問入浴介護	2,176	2,176	2,572	6,924	3,957
介護予防訪問看護	50,482	57,033	63,400	170,915	110,767
介護予防訪問 リハビリテーション	24,454	28,810	32,044	85,308	42,639
介護予防居宅療養管理指導	21,396	22,286	22,537	66,219	24,055
介護予防通所介護					
介護予防通所 リハビリテーション	165,110	184,489	203,793	553,392	264,213
介護予防短期入所生活介護	7,761	8,910	9,304	25,975	14,315
介護予防短期入所療養介護	1,698	1,873	1,851	5,422	1,960
介護予防福祉用具貸与	70,930	81,621	92,620	245,171	120,735
特定介護予防福祉用具購入費	11,110	12,094	12,427	35,631	15,030
介護予防住宅改修費	73,242	78,060	88,874	240,176	119,499
介護予防特定施設入居者 生活介護	78,074	78,109	78,109	234,292	78,109
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	16,247	17,856	19,457	53,560	22,090
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	80,876	86,140	90,667	257,683	104,766
予防給付費計	603,556	659,457	717,655	1,980,668	922,135

(3) 介護給付費と予防給付費を合わせた見込み（総給付費）

(単位：千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	計 (第7期期間)	平成 37年度
介護給付費計	34,504,791	36,547,464	38,366,071	109,418,326	48,931,426
予防給付費計	603,556	659,457	717,655	1,980,668	922,135
総給付費見込額	35,108,347	37,206,921	39,083,726	111,398,994	49,853,561

## (4) 標準給付費見込額

介護給付と予防給付の居宅（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費見込を合計したものに、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた金額が「標準給付費見込額」になります。

(単位：千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	計 (第7期期間)	平成 37年度
総給付費(一定以上所得者負担等の調整後)	35,075,335	37,600,106	39,965,969	112,641,410	49,779,992
総給付費	35,108,347	37,206,921	39,083,726	111,398,994	49,853,561
(一定以上所得者負担分)	△33,012	△53,298	△55,767	△142,076	△73,569
(消費税率等の見直しを勘案した影響額)	0	446,483	938,009	1,384,492	0
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	907,452	934,676	962,716	2,804,844	1,116,052
特定入所者介護サービス費等給付額	907,452	934,676	962,716	2,804,844	1,116,052
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	1,058,102	1,184,001	1,309,900	3,552,003	1,939,395
高額医療合算介護サービス費等給付額	154,072	172,706	191,395	518,173	284,839
算定対象審査支払手数料	31,527	32,550	33,573	97,651	38,688
<b>標準給付費見込額</b>	<b>37,226,488</b>	<b>39,924,039</b>	<b>42,463,553</b>	<b>119,614,081</b>	<b>53,158,966</b>

## (5) 地域支援事業費見込額

介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、包括的支援事業では、地域包括支援センターの運営や在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進に関する費用並びに市独自の取組となる任意事業に関する費用により、地域支援事業費を見込みます。

(単位：千円)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	計 (第7期期間)	平成 37年度
地域支援事業費	2,222,824	2,338,682	2,426,662	6,988,167	2,733,547
介護予防・日常生活 支援総合事業費	1,382,640	1,470,309	1,549,208	4,402,157	1,841,673
包括的支援事業・ 任意事業費	840,184	868,372	877,454	2,586,010	891,874

(6) 第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）、地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）と調整交付金が5%に満たない分（1.72%）、市町村特別給付費の4つを合計した額が、第1号被保険者の負担額となります。

（単位：千円）

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）※1	27,511,239
地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）※2	1,607,278
調整交付金（5%に満たない分）（1.72%）※3	2,120,975
市町村特別給付費（全額が第1号被保険者の負担）	17,200
合計 第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）	31,256,692

※1 標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）は3年間

※2 地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）は3年間

※3 標準給付費見込額及び地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費についての第1号被保険者の負担割合は調整交付金が5%に満たない分（1.72%）が加わります。

(7) 介護保険事業財政調整基金の取崩

介護保険料額を抑制するため、市の介護保険事業財政調整基金を取り崩し、第1号被保険者の負担額を減じます。

市の介護保険事業財政調整基金は、平成30年3月末時点で24億1,000万円程度となりますので、その内23億3,200万円を取り崩します。

（単位：千円）

第1号被保険者の負担額（介護保険事業財政調整基金取崩前）	31,256,692
市の介護保険事業財政調整基金取崩額	2,332,000
第1号被保険者保険料必要収納額	28,924,692



## (8) 保険料基準額（年額）

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合(基準額である 63,600 円に対する保険料率)で補正したものです。

## 平成 30 年～32 年度までの保険料基準額

第 1 号被保険者保険料必要収納額（千円）	28,924,692
	÷
予定保険料収納率（％）	98.00%
	÷
所得段階別加入割合補正後の被保険者数（人）	464,066
	÷
保険料基準額（年額）（円）	63,600

## 平成 37 年度の保険料基準額

保険料基準額（年額）（円）	94,296
---------------	--------

※現段階での推計値となっています。

保険料段階表

所得段階	合計所得金額	負担割合	保険料額	
			月額保険料	年間保険料
1	生活保護等を受けている人及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人と、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45 ※	2,385円	28,620円
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.60	3,180円	38,160円
3	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70	3,710円	44,520円
4	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	4,505円	54,060円
5	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	5,300円	63,600円
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円以下の人	1.10	5,830円	69,960円
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円を超え、125万円以下の人	1.15	6,095円	73,140円
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え、200万円未満の人	1.30	6,890円	82,680円
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	7,950円	95,400円
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	9,010円	108,120円
11	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80	9,540円	114,480円
12	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.90	10,070円	120,840円
13	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	2.00	10,600円	127,200円
14	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.10	11,130円	133,560円
15	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.30	12,190円	146,280円
16	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	2.50	13,250円	159,000円

※低所得者の負担軽減を目的として、公費投入により、第1段階の負担割合を0.45から0.4に軽減します。(年額 軽減前：28,620円→軽減後：25,440円)

## (9) 所得段階別被保険者数

所得段階	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	計	割合	平成 37 年度
1	25,297	25,501	25,639	76,437	16.8%	25,793
2	8,954	9,026	9,075	27,055	5.9%	9,129
3	9,165	9,239	9,289	27,693	6.1%	9,344
4	24,392	24,589	24,722	73,703	16.2%	24,871
5	17,879	18,024	18,121	54,024	11.9%	18,230
6	8,486	8,555	8,601	25,642	5.6%	8,653
7	9,542	9,619	9,671	28,832	6.3%	9,729
8	21,603	21,778	21,895	65,276	14.3%	22,027
9	12,406	12,506	12,574	37,486	8.2%	12,649
10	5,456	5,500	5,530	16,486	3.6%	5,563
11	2,561	2,582	2,596	7,739	1.7%	2,611
12	1,099	1,107	1,113	3,319	0.7%	1,120
13	723	729	732	2,184	0.5%	737
14	1,159	1,168	1,175	3,502	0.8%	1,182
15	858	864	870	2,592	0.6%	874
16	1,189	1,199	1,205	3,593	0.8%	1,212
計	150,769	151,986	152,808	455,563	100.0%	153,724

※表における比率(%)は、四捨五入の関係で内訳の合計が100%にならない場合あり

(10) 財源構成

平成30年度から平成32年度までの財源構成は次のとおりとなります。

財源構成	標準給付費	市町村 特別給付費	地域支援事業費	
			介護予防・ 日常生活支援 総合事業費	包括的支援 ・任意事業費
第1号被保険者保険料 (65歳以上)	24.72%※1	100%	24.72%※1	23.0%
第2号被保険者保険料 (40～64歳)	27.0%	-	27.0%	-
国庫負担金(※) (施設給付費分等)	23.28%※1 (18.28%)※2	-	23.28%※1	38.5%
県の負担金	12.5% (17.5%)※2	-	12.5%	19.25%
市の負担金	12.5%	-	12.5%	19.25%

※1 国の負担金は25%が標準ですが、65歳以上の高齢者のうち75歳以上の方が占める割合と所得分布状況を市町村間で調整するため、うち5%が調整交付金となっており、市町村により変動します。本市では、調整交付金が平均3.28%と見込まれます。5%に満たない分(1.72%)は第1号被保険者保険料の負担になり、標準の23%と合わせて計24.72%になります。国庫負担金は23.28%となります。

※2 標準給付費のうち施設給付費と特定入所者介護サービス費は、国と県の負担割合が異なります。県の負担金は12.5%+5%=17.5%、国の負担金は23.28%-5%=18.28%程度となります。

## 第5節 給付適正化

保険給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、保険給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に寄与するものです。

### 給付適正化の「3つの要」

- 1 要介護認定の適正化
- 2 ケアマネジメント等の適正化
- 3 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

本市においては、次に示す個別の適正化事業の実施を図ります。

- 1 要介護認定の適正化
  - ・認定調査内容の点検
- 2 ケアマネジメント等の適正化
  - ・ケアプランの点検
  - ・住宅改修等の点検
- 3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
  - ・縦覧点検・医療情報との突合
  - ・介護給付費通知
  - ・実地指導による指導・監査

上記事業に加え、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムより「給付実績の活用」として出力される情報を積極的に活用し、介護給付の適正化に取り組みます。

## 参考資料

○計画策定の体制と経緯

○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

## 計画策定の体制と経緯

### [計画策定の体制]

#### ① 船橋市介護保険事業運営協議会

介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者（第1号・第2号被保険者、要介護等被保険者の家族）など18人の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から審議を行い、市民本位の計画づくりに努めました。

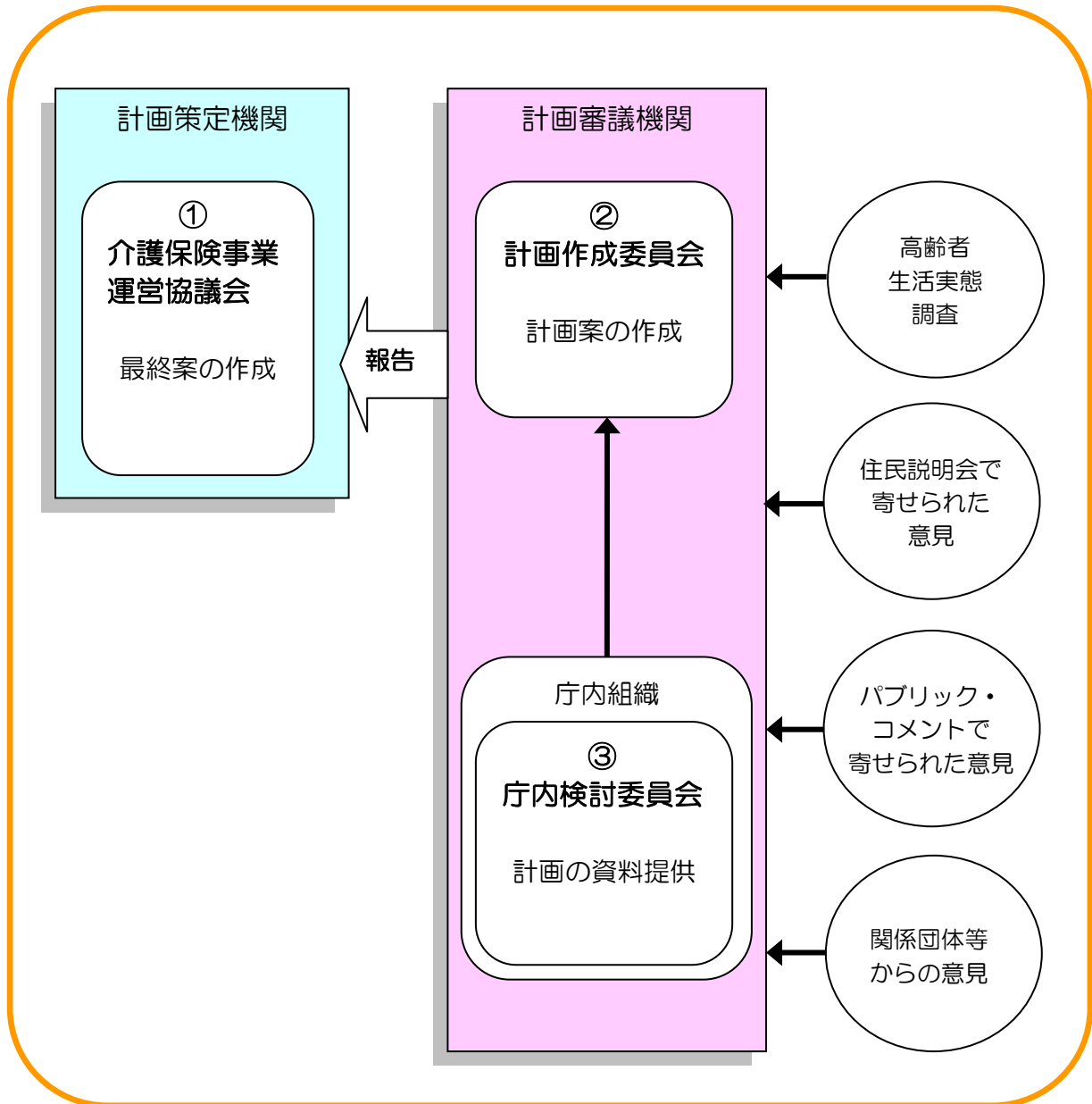
#### ② 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会は、船橋市介護保険事業運営協議会の下部組織として、同協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・サービス事業者など15人の委員で構成され、個別的、専門的事項について調査・審議を行い計画の整合性を図りました。

#### ③ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会は、行政運営上の諸問題を議論するとともに、計画を作成するための資料を提供するため、企画、財政、住宅、福祉等を始め関係部署の課長・所長19人で構成しました。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制図





[計画策定の経緯]

平成 (年)	(月)	①介護保険事業 運営協議会	②計画作成委員会	③庁内検討委員会	市の動き
28					
	11				高齢者生活 実態調査
29					
	5	第1回運営協議会		第1回検討委員会	
	6		第1回作成委員会		
	7				
	8		第2回作成委員会		
	9				
	10		第3回作成委員会	第2回検討委員会	
	11	第2回運営協議会			
	12				パブリック・ コメント
30					
	1		第4回作成委員会		パブリック・ コメント 住民説明会
	2	第3回運営協議会			

[各会議の概要]

第1回運営協議会

平成29年5月10日（水）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 地域リハビリテーション活動支援事業（介護予防ケアマネジメント）モデル事業の実施について
- 3) 船橋市高齢者生活実態調査報告書（抜粋版）について

第1回検討委員会

平成29年5月25日（木）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 今期計画における計画値と実績値の比較
- 3) 今期施設整備の進捗状況
- 4) 次期計画における地区診断

第1回作成委員会

平成29年6月6日（火）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 今期計画における計画値と実績値の比較
- 3) 今期施設整備の進捗状況

第2回作成委員会

平成29年8月22日（火）

- 1) 船橋市の人口推計等について
- 2) 地域包括支援センターに関する課題
- 3) 船橋市の地域包括ケアシステム構築に係る取組み状況

第2回検討委員会

平成29年10月12日（木）

- 1) 施設等整備について
- 2) 介護保険料設定等について
- 3) 地域包括支援センターの整備方針について
- 4) 第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況について
- 5) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について

第3回作成委員会

平成29年10月25日（水）

- 1) 施設等整備について
- 2) 介護保険料設定等について
- 3) 地域包括支援センターの整備方針について
- 4) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について

第2回運営協議会

平成29年11月8日（水）

- 1) 第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況について
- 2) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について

第4回作成委員会

平成30年1月31日（水）

- 1) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメント及び住民説明会の結果について
- 2) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について

第3回運営協議会

平成30年2月7日（水）

- 1) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメント及び住民説明会の結果について
- 2) 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について
- 3) 船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の主な内容について

[船橋市高齢者生活実態調査]

調査時期 平成28年11月

調査目的 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険及び保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、もって計画策定の基礎資料とする。

調査対象（無作為抽出）

① 高齢者基本調査

市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定者（要介護1～5）、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者を除いた10,000人を抽出

② 要介護高齢者調査

市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定（要介護1～5）を受けている10,000人を抽出

③ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた1,000人を抽出

④ 若年調査

市内在住の40～64歳の市民から、1,000人を抽出

[住民説明会]

内 容	①「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」説明会 ②認知症サポーター養成講座	
開催日・会場	平成30年1月10日（水）	二和公民館
	平成30年1月13日（土）	西部公民館
	平成30年1月16日（火）	市民文化創造館
	平成30年1月19日（金）	東部公民館
	平成30年1月22日（月）	高根台公民館

[パブリック・コメント]

内 容	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
期 間	平成29年12月15日（金）～平成30年1月26日（金）
対 象	市内在住、在勤、在学の方、事業者
閲覧場所	市ホームページ、介護保険課、高齢者福祉課、包括支援課、 地域包括ケア推進課、住宅政策課、保健所健康づくり課、地域福祉課、 健康政策課、行政資料室、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、 出張所、船橋駅前総合窓口センター、公民館、図書館、 老人福祉センター、保健センター

船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の付属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者 2名
- 二 保健・医療又は福祉の専門家 11名
- 三 被保険者の代表者 2名
  - 1) 第一号被保険者の代表者 1名
  - 2) 第二号被保険者の代表者 1名
- 四 要介護等被保険者の家族の代表者 3名

3 委員の任期は、三年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(職務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。

- 一 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- 二 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項
- 三 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項
- 四 介護保険に関する施策の重要事項
- 五 その他市長が必要と認める事項

2 協議会は、「苦情等」のため調査等を指示する場合には、国が示す「介護保険に係る相談・苦情対応マニュアル」に基づくものとする。

3 協議会は、「苦情等」のため調査が必要と認めたときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。

4 協議会は、必要があると認めたときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。

5 協議会は、「苦情等」のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。

(意見具申)

第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要があると認めたときは、市長に対し意見を述べることができる。

(協議会の責務)

第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。

2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。

3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。

(行政の責務)

第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。

2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。

3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。

(災害補償)

第9条 委員の業務に係わる事故については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、介護保険を主管する課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。



## 船橋市介護保険事業運営協議会委員

種 別	区 分	団 体 名 等	役 職	氏 名
1号 委員	学識経験者	淑徳大学	教 授	藤野 達也
		弁護士		齋藤 吉宏
2号 委員	保健・医療 又は福祉の 専 門 家	一般社団法人船橋市医師会	会 長	◎玉元 弘次
		公益社団法人船橋歯科医師会	会 長	尾崎 隆
		一般社団法人船橋薬剤師会	会 長	土居 純一
		船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	会 長	吉田 幸一郎
		公益社団法人千葉県看護協会	常 任 理 事	福留 浩子
		社会福祉法人船橋市社会福祉協議会	会 長	若生 美知子
		公益財団法人船橋市福祉サービス公社	常 務 理 事	鈴木 隆
		船橋市民生児童委員協議会	会 長	高橋 強
		船橋市自治会連合協議会	副会長兼事務局長	○吉田 壽一
		千葉県在宅サービス事業者協議会	会 長	畔上 加代子
		公益社団法人認知症の人と家族の会	千葉県支部副代表	児島 和子
3号 委員	被保険者の 代 表 者	第1号被保険者		佐藤 博巳
		第2号被保険者		津田 高信
4号 委員	要介護等被保険者の家族の代表者		公募委員	柳田 秀子
			公募委員	八本 節子
			公募委員	加藤 美智子
			18名	

◎会長○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うにあたり、両計画の個別的、専門的事項について調査及び審議を行い、整合性のとれた計画策定を行うため、船橋市介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）に船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作成委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を運営協議会に報告する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案の作成に関すること
- (2) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案作成に必要な事項

(組織)

第3条 作成委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 作成委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 運営協議会の委員
- (3) 船橋市地域包括支援センター運営協議会の委員
- (4) 船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員
- (5) 船橋市医師会代表
- (6) 船橋歯科医師会代表
- (7) 船橋薬剤師会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協議会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 船橋市民生児童委員協議会代表

(会長及び副会長)

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統理し、作成委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作成委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 作成委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(災害補償)

第6条 作成委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 作成委員会の事務局は、健康福祉局健康・高齢部介護保険課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会委員

種 別	区 分	氏 名
1号委員	学識経験者（淑徳大学）	藤野 達也
	学識経験者（和洋女子大学）	中島 明子
2号委員	船橋市介護保険事業運営協議会委員	吉田 壽一
		八本 節子
3号委員	船橋市地域包括支援センター運営協議会委員	光野 清美
4号委員	船橋市地域密着型サービス運営委員会委員	児島 和子
5号委員	船橋市医師会代表	◎玉元 弘次
		高木 康博
6号委員	船橋歯科医師会代表	尾崎 隆
7号委員	船橋薬剤師会代表	杉山 宏之
8号委員	船橋市老人福祉施設協議会代表	竹内 直之
9号委員	船橋市介護老人保健施設協会代表	塩原 貴子
10号委員	千葉県在宅サービス事業者協議会代表	畔上 加代子
11号委員	船橋市介護支援専門員協議会代表	○佐藤 高広
12号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	相島 良次
		15名

◎ 会長    ○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「計画」という。）を作成するにあたり、庁内の関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供等を行うため、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会（以下、「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 計画案に関する事項
- (2) 計画を作成するための必要な事項

(組織)

第3条 庁内検討委員会は別表に掲げる者をもって組織する。なお、委員長が必要と認める時は、別途委員を指名できるものとする。

- 2 庁内検討委員会の委員長は、健康・高齢部介護保険課長を、副委員長は、高齢者福祉課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 庁内検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(事務局)

第5条 庁内検討委員会の事務局は、健康・高齢部介護保険課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成29年4月21日から施行する。
- 2 この要綱は平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会委員

部 名	委 員
企画財政部	政策企画課長 財政課長
経済部	消費生活センター所長
市民生活部	自治振興課長
健康・高齢部	健康政策課長 地域包括ケア推進課長 国民健康保険課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 包括支援課長
保健所	地域保健課長 健康づくり課長
福祉サービス部	地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
道路部	道路計画課長
建築部	住宅政策課長
(教)生涯学習部	社会教育課長 生涯スポーツ課長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)  
いきいき安心プラン

発行日：平成30年(2018年)3月

発行：船橋市

編集：健康福祉局健康・高齢部介護保険課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-3306 FAX 047-436-3307